

町独自の移住・定住に関する助成を行っています 移住・定住促進等の助成事業

☎ まちづくり戦略課 ☎27-0172

定住促進奨励金

令和9年3月31日までに

- ・新築住宅を取得し定住した方
家屋の延床面積1㎡あたり3,000円
(最大45万円)
- ・中古住宅を取得し定住した方
家屋の延床面積1㎡あたり1,000円
(最大15万円・町外在住者の定住に限ります)

▼上記のいずれかの交付決定を受けた方が対象

養老鉄道定期券の購入費用を助成*

町外から養老鉄道の駅周辺(駅から概ね1kmの範囲)で住宅を購入し、定住促進奨励金の交付決定を受けた方、及び同一世帯員(2名まで)

※6か月定期が実質無料



▲定住促進奨励金



▲養老鉄道助成金



▲三世帯同居支援奨励金



ふたりの新婚生活を応援します！ (結婚新生活支援事業)

☎ 健康福祉課 ☎27-0175

町では、結婚生活をスタートされる新婚世帯を対象に、住宅取得費用、リフォーム費用、引越費用などの一部を助成します。

助成額 夫婦ともに **29歳以下の世帯は上限60万円**
39歳以下の世帯は上限30万円

対象世帯 以下の要件全てを満たす世帯

- (1)令和8年1月1日から令和9年3月31日までに入籍
- (2)ご夫婦が居住する住宅が神戸町内にあり、当該住宅に住民登録している
- (3)申請日から起算して3年以上継続して神戸町に定住することが誓約できる
- (4)ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- (5)ご夫婦の所得合計が500万円未満
- (6)町税の滞納がない

対象となる経費

- (1)令和8年1月1日から令和9年3月31日までの転入(転居)に係る費用
- (2)新居の住宅購入費
- (3)新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- (4)婚姻に伴うリフォーム費用 ※外構に係る工事費、家電購入費用などは、対象外
- (5)婚姻に伴う引越し費用(引越業者や運送業者に支払った引越費用)

※不用品の処分費用、引越業者が行う電気などの代行サービス料などは対象外

